

# 流山市農業委員会 からのお知らせ

第17号

<発行>

令和2年2月28日

<編集>

流山市農業委員会事務局

流山市平和台1-1-1



## 荒れた農地をもとに戻すのは大変です！

写真のように、一度荒れた農地を作付けできる農地に戻すためには、多大な費用や労力がかかります。

現在、流山市内においても、作付けされていない遊休農地や、雑草等が繁茂した耕作放棄地が増えています。

ほかの方に貸し付けを希望される場合でも、農地が耕作できる状態であることが必要です。また、荒れた状態ですと、借り手が見つかりにくくなります。

皆様には適正な管理をお願いいたします。

## 農地を所有する皆様へ

農地法では、農地の所有者等の責務として、雑草等が繁茂しないよう、農地の管理を行うことが定められています。

最近では、周辺農地所有者だけでなく、近隣住民や事業者、通行されている方々から、「雑草の道路、隣地へのはみ出し」、「草の種子等の飛散」についてのお申し出も非常に増加しています。

草刈等の適正な管理がなされず、荒れた農地→



↑→市内の農地を農業委員、推進委員がパトロールします。（写真は8月の利用状況調査の様子です。）  
このほか日常的にも各委員によってパトロールが行われています。

農業委員会でも、農地法の規定により、毎年8月に農地利用状況調査（農地の重点パトロール）を行っています。

管理されていない、周辺に影響を及ぼすような農地については、農業委員会で現地の状況を確認し、土地所有者の方に文書の送付や訪問を行い、草刈等のお願いをしています。

管理が行えず、雑草等が繁茂している農地を所有している方は、周囲に影響を及ぼす前に、「定期的に雑草を刈る」、「草刈を業者に委託する」など、農地の適正管理をお願いいたします。



## 新たな担い手を探して・・・

現在も、農業委員や推進委員、農業振興課によって、農地を借りて耕作してくれる方を探すなど、貸し借りのお手伝いをしています。しかし最近では、小規模の畑や状況のよくない田など、条件の整わない農地が多く、借り手が見つかりにくい状況です。

またこれからは、年齢や後継者の関係で、ますます耕作できなくなる方が増えるの見込まれています。

今後、農業委員会や農業振興課では、将来の営農予定や地域の担い手について、アンケートによる調査や確認等を検討しています。



# 特定生産緑地制度の概要

生産緑地を  
所有の方へ

## 1. 生産緑地とは？

- ・ 建築物などを建築することが制限され、農地等として管理する義務があります。
- ・ 税の軽減措置が講じられています。
  - ①固定資産税が農地課税（生産緑地以外の市街化区域内農地は宅地並み課税）
  - ②相続税の納税猶予制度が適用（生産緑地以外の市街化区域内農地は適用なし）

## 2. 特定生産緑地制度とは？

- ・ 生産緑地の指定日から30年が経過するまでに申出ることにより、特定生産緑地として指定できます。
- ・ 指定した場合、期間が10年間延長されます。
- ・ 10年ごとに繰り返し延長ができます。

**平成4年11月24日に指定を受けた生産緑地は、指定から30年が経過する、令和4年11月24日を過ぎてしまうと特定生産緑地に指定できなくなります。**

## 3. 指定のメリット

特定生産緑地を選択することで、【農地の保有】や【相続】における様々なメリットがあります。

区分		固定資産税の課税	相続税の納税猶予	都市計画の制限
生産緑地以外		宅地並み課税	納税猶予なし	特になし
生産緑地	特定生産緑地を選択しない	宅地並み課税 ※5年間激変緩和措置有	納税猶予なし 現世代の納税猶予のみ	買取申出可能 建築制限あり
	特定生産緑地を選択	農地課税	納税猶予あり 終身営農で免除	建築制限あり

○ 固定資産税等は引き続き農地評価です！

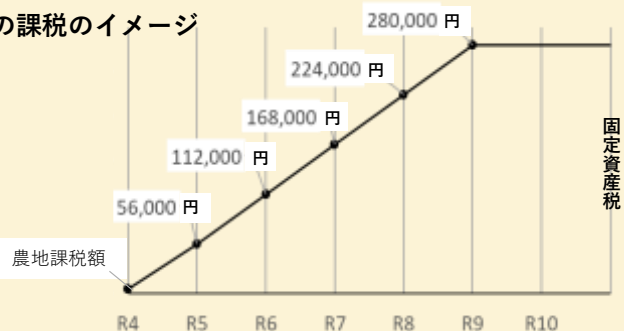
○ 次の相続での選択肢が広がります！  
○ 農地を残しやすくなります！

※ 5年間激変緩和措置

特定生産緑地を選択しない場合の固定資産税の課税のイメージ

課税標準額 280,000円 の場合

1. 令和5年度（1年目）： 56,000円（×0.2）
2. 令和6年度（2年目）： 112,000円（×0.4）
3. 令和7年度（3年目）： 168,000円（×0.6）
4. 令和8年度（4年目）： 224,000円（×0.8）
5. 令和9年度（5年目）： 280,000円（×1.0）



注：平成4年に指定した生産緑地の場合

## 4. 今後のスケジュール

- ・ 平成4年及び平成7年に生産緑地の指定を受けた土地の所有者の方には、問い合わせ先：流山市都市計画課 TEL 04-7150-6087
- ・ 令和2年4月以降、個別にお知らせいたします。
- ・ なお、特定生産緑地制度の説明会については、現在準備中です。

【令和元年（平成31年）賃借料情報】～農地の貸し借りの際の参考に～

平成31年1月から令和元年12月までに締結（公示）された賃貸借による賃借料水準（10a 当たり）は下記のとおりです。

なお、この情報は農地の賃貸借をする場合の目安となるよう、情報の提供を目的とするものです。あくまでも目安ですので、対象となる農地の条件等により当事者間の協議により、適正な金額を定めてください。

また、農地の貸し借りの際には手続きが必要です。詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

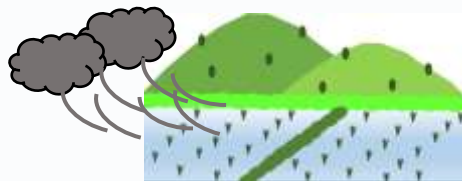
対象範囲：市内全域 （備考）データ数は集計に用いた筆数です。				
農地種別	平均額	最高額	最低額	データ数
田	11,900 円	16,300 円	6,200 円	100
畑	13,600 円	21,000 円	4,800 円	34

※賃借料が物納支給の場合は、玄米 30kg 当たり 7,050 円に換算しています。

農薬を適正に使っていますか？

もう一度基本の再確認を！

- ・ラベルの内容を確認していますか？
- ・風の強い日に散布していませんか？
- ・防除用具を洗っていますか？



☆特に住宅地などでは、事前の散布の周知等、配慮いただきます様、お願いいたします。

農業者年金に加入し安心して豊かな老後を！

◇農業者年金は農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

⇒老後の備えは「国民年金」+『農業者年金』

◇加入要件は以下の3点を満たすだけ！

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③60歳未満の方

◇保険料は自分で選べ、いつでも見直せます！

保険料は月々2万～6万7千円の間で自由に決められ（月額千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

お問い合わせは農業委員会事務局（04-7150-6102）まで！

